

赤十字AED借入契約書

1. 本契約は、日本赤十字社徳島県支部（以下、「甲」という。）及び、甲が所有するAED（自動体外式除細動器）及び全ての付属品（以下、「AED等」という。）についてレンタルを受ける者（以下、「乙」という。）に適用されるものとする。
2. 乙は、AED等をレンタル期間が満了するまでに返還するものとする。
3. 乙が、この契約に違反した場合、甲は特段の通知、催告なしでこの契約を解除することができるものとする。この場合、乙は直ちにAED等を返還しなければならない。
4. AED等は、甲事務局渡し、同返還とする。
5. 乙は、善良なる管理者の注意をもって維持、管理するものとし、AED等の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとする。
 - (1) AED等の第三者への転貸、転用、譲渡、占有、質入れ、移転その他の処分
 - (2) AED等の分解、解析、改造、改変等
 - (3) AED等の損壊、破棄等
 - (4) AED等の著しい汚損（シール貼付、削切、着色等）
 - (5) 契約外の不正使用
 - (6) AED等の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
6. 前項の禁止行為の一に該当すると甲が判断した場合、及び、AED等が乙の手元にある間に、返還不能及び修理不能の状態になった場合、乙は甲の請求に従い甲が一定の基準により算出した額に相当する額を弁償するものとする。
7. AED等が盗難、火災、落雷、風水害、その他天災地変などの外部的要因その他の不可抗力による故障、破損、滅失等に遭った場合、乙は同等品をもって弁償するものとする。
8. AED等を使用した場合、乙は甲の請求に従い甲が一定の基準により算出した額に相当する額を支払うものとする。
9. AED等に構造上の欠陥があり、乙の利用目的を達成できない場合は、直ちに甲に連絡するものとする。この場合、甲は直ちに同種同等の代替品を貸し出すものとする。
10. 乙がAED等を使用するについて、乙の不注意によって生じた損害については、甲は一切の責任を負わないものとする。
11. 乙にAED等を貸し出した後に生じた、乙の使用目的を達しない等の損害については、甲は一切の責任を負わないものとする。
12. 甲は、本契約に関連して知り得た個人情報等を、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本契約のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) 個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先または提供先に対し、必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
- (2) 協定事業者等に個人情報を提供する場合
- (3) その他任意に乙の同意を得たうえで個人情報を開示または利用する場合
- (4) 裁判官の発布する礼状により強制処分として捜索、押収等がなされる場合、法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第 197 号第 2 項等）がなされた場合その他の法令の規定に基づき提供しなければならない場合
- (5) 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

13. 本契約の解釈及び効力その他の事項に応じた疑義又は本契約に定めない事項については、甲乙双方誠意をもって協議し解決を図るものとし、双方同意が得られなかった場合は、徳島地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約に同意します。

令和 年 月 日

団体名
代表者名
住所（所在地）
電話番号

印